

【就学援助費の受給要件・申請に必要な書類】

就学援助費を受給する為には、以下の1～9のいずれか1つに該当する必要があります。
該当する要件によって、申請に必要な添付書類が異なりますので、よくご確認ください。

	要件	提出が必要な添付書類	
1	前年度または当該年度において生活保護の停止・廃止を受けた世帯	不要 ※当課で課税情報を確認し、非課税または減免を受けていないと判明した場合は、別途賃貸借契約書をご提出いただく場合があります。	
2	市民税の非課税または減免を 保護者全員 が受けている世帯		
3	固定資産税又は個人事業税の減免を受けている世帯	個人事業税減免の場合のみ、 「 <u>減免決定通知書</u> 」	
4	国民年金掛金の減免を 保護者全員 が受けている世帯	「 <u>国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書</u> 」 「 <u>国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書</u> 」 「 <u>国民年金保険料免除理由該当通知書</u> 」	
5	国民健康保険税の減免または徴収猶予を 保護者全員 が受けている世帯	「 <u>国民健康保険税減免決定通知書</u> 」 「 <u>国民健康保険税徴収猶予決定通知書</u> 」	
6	児童扶養手当を受給している世帯（ひとり親世帯等） 注意！…「児童手当」「児童育成手当」ではありません	不要	
7	生活福祉資金の貸付を受けている世帯	「 <u>生活福祉資金</u> 」関係書類	
8	日雇労働被保険者手帳を所持している世帯	「 <u>日雇労働被保険者手帳</u> 」	
9	上記1～8には該当しないが、 令和6年中 の世帯の総収入額が生活保護基準の 1.5倍未満 の世帯 （基準額は世帯構成等により異なる。詳細は下記参照。） 注意！…確定申告または税申告がお済みでない場合は、必ず申告を済ませたうえで申請をしてください。	◇賃貸に関する書類	◆賃貸住宅、公営住宅に居住する方 月額家賃のわかる最新の「 <u>賃貸借契約書</u> 」
		◇収入に関する書類	◆令和7年1月2日以降に転入した方、又は別居中の家族（単身赴任等）が市外に居住している方 「 <u>令和7年度課税証明書</u> 」（前住所地で取得） ※ 働いている方全員分必要です ◆課税対象にならない収入がある方 令和6年分の金額がわかる書類 （例：遺族年金、傷病手当など）

※ 添付書類は写しで構いません。

要件9の年間収入額基準について

下記の基準は目安です。年齢・人数・家賃の有無で基準額は異なります。**令和6年中**の収入が対象です。
基準に該当するかどうか迷われる場合は、念のため申請しておくことをお勧めいたします。

世帯人数	家族構成の例	年間総収入（持家の場合）	年間総収入（賃貸の場合）
2人	親（32歳） 子（8歳）	約2,720千円以下	約3,500千円以下
3人	父（40歳） 母（35歳） 子（10歳）	約3,560千円以下	約4,340千円以下
4人	父（43歳） 母（39歳） 子（14歳） 子（11歳）	約4,340千円以下	約5,130千円以下
5人	父（40歳） 母（37歳） 子（13歳） 子（8歳） 子（5歳）	約4,680千円以下	約5,470千円以下

※世帯収入とは、家計を同じくする方（同居・別居を問いません）の収入額を合算した額です。

※上記世帯収入は、国の定める生活保護基準を基に算出しており、生活保護基準等の見直しなどにより、変更になることもございます。その場合、別途お知らせいたします。